



## 相続手続きには期限があることを知っていましたか？

相続手続きというと、専門的で煩雑な手続きというイメージを抱く人も多いと思います。中には「争族」と揶揄されるように、遺産を巡って親族が争い、手続きがなかなか進捗しないケースもあるようです。しかし、適切に処理されずに長い時間が費やされると様々な支障が出てくる可能性があります。今回は、遺産の整理に向けて行わなければならない手続きについて整理していきます。

### 相続手続きには3つのポイント

相続が発生すると、民法で定められた法定相続人に法定相続分に応じて遺産が分割されるのが基本となります。しかし、実際には生前贈与や遺贈などが行われるほか、法律で定められた配分を参考にして話し合いで決めることが多いようです。

円滑な相続手続きには、①遺言書の有無を確認 ②相続人の確定 ③相続財産の確定、をできるだけ速やかに行うことが鍵を握っています(図表1)。

### 遺言書の有無を確認

遺産分割について協議する前に、遺言書があるかどうかを確認する必要があります。協議後に遺言書が発見されると、相続人による合意が覆される可能性があるからです。遺言書は、公証人役場や法務局に照会したり、自宅等を探すこととなります。①公証人役場では、遺言公正証書が保管されているか照会できます。②秘密証書遺言の有無も公証人役場で確認できます。秘密証書遺言があることがわかったら、自宅等に保管されている可能性があります。③法務局に自筆証書遺言が保管されていないか照会します。ない場合には、自宅等にないか探してみます。秘密証書遺言と自筆証書遺言を発見したときは、開封せずに、家庭裁判所に届け出て検認手続きを受ける必要があります。

### 相続人の状況を調査

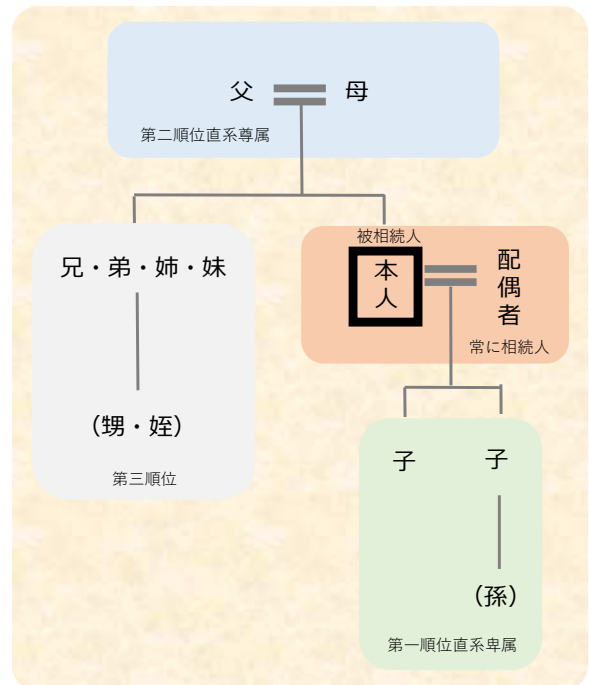
法律により定められている相続人を法定相続人といいます(図表2)。現在の家族のほかにも相続人に該当する者がいないかどうか、被相続人等の戸籍を調査します。

図表1 相続発生後の流れ

事項	留意点
遺言書の有無を確認	遺言の種類により開封前に家庭裁判所で検認手続き
相続人の確定	被相続人の出生時からの戸籍を調査
相続財産の確定	遺産の種類、金額(評価額)、負債状況
相続放棄・限定承認	3ヵ月以内
被相続人の所得税の申告・納付(準確定申告)	4ヵ月以内
遺産分割協議等	遺言書の供覧や遺産分割協議
遺産分割手続き	各資産の換金手続き、名義変更等
相続税の申告・納付	10ヵ月以内

(注) 各期限は相続の開始があったことを知ったときから起算します(出所) 各種資料を基に岡三アセットマネジメント作成

図表2 法定相続人の範囲



(注) 法定相続人が、死亡、廃除あるいは相続欠格事由に該当する場合、その直系卑属が代わって相続人となります(出所) 民法条文等を基に岡三アセットマネジメント作成

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みには、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はおお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



### 相続手続きはいつまでに

相続開始後の手続きにおいては、期限が定められているものが数多くあります。例えば、相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内が期限となるものとして、相続自体を放棄する「相続放棄」や、相続人全員により相続で得た資産の範囲内で債務を引き継ぐ「限定承認」があります。また、4カ月以内が期限となるものには被相続人の所得税の確定申告（準確定申告）があります。そして、10カ月以内が期限となるものとして相続税の納付があります。申告のみでなく納付を10カ月以内に行う必要があるほか、延滞や修正申告などがあると追加の税金が発生する可能性があります。

これらの期限を目安に、限られた時間のなかで相続人間で調整して迅速に事務処理を行っていく必要があります。

### 信託銀行等による「遺産整理業務」

信託銀行や地域の金融機関が遺産相続に伴う手続きを行う「遺産整理業務」というサービスがあります。これは遺言書がある場合にはそれに基づき、ない場合には相続人全員が合意した内容で、受任者である信託銀行等が相続手続きを実現していく業務です。

流れとしては、遺言書の有無や相続人の範囲、遺産・負債の状況調査、財産目録の作成、遺言書がないときは相続人全員での遺産分割協議とその文書化支援となります。その後、遺言書または遺産分割協議書に基づき、遺産分割手続きに入ります。ここでは、不動産の登記、預貯金や株式等の名義変更や換金、借入債務の承継手続き等、遺産分割に関する一切の手続きを行います。また、相続債務の履行や相続税の納税計画についてのアドバイスも行います。

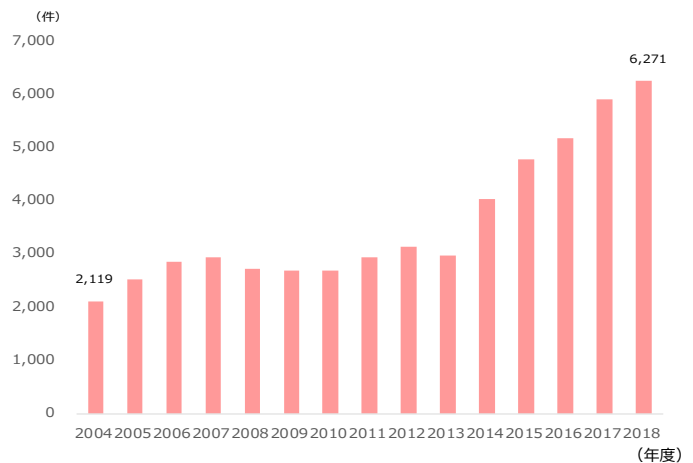
### 遺産整理業務の引受件数は年々増加

信託銀行等による遺産整理業務には、弁護士や税理士の業務とされているものは含まれません。例えば、遺産分割協議を進める中で、信託銀行等は必要な知識、情報等の判断材料を提供することはできますが、相続人間の利害調整については弁護士法により行えません。また相続税申告書の作成や相続税の申告手続きなども税理士法により信託銀行等が行うことはできません。別途、各相続人から税理士に委任するか、税務署に足を運んで税務署員から申告指導を受けて作成するのもよいでしょう。

相続開始から遺産分割までの道のりには、死亡後の様々な手続き等も含めると、処理しなければいけない作業が数多くあります。図表3には信託銀行等による遺産整理業務の引受件数が年々増加していることが示されています。現代社会においては、これらの事務を専門家に委託して相続人の負担を軽減するニーズはますます高まっていくとみられます。

図表3 遺産整理業務の引受件数

(期間：2004年度～2018年度)



(注) 各年度中の実績

(出所) 一般社団法人信託協会の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

以上 (作成：投資情報部)

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はおお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



## 皆様の投資判断に関する留意事項

### 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

### 【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用  
**購入時手数料**: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用  
**信託財産留保額**: 換金時に適用される基準価額 × 0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用  
**運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担**  
 : 純資産総額 × 実質上限年率2.09%(税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

#### その他費用・手数料

**監査費用**: 純資産総額 × 上限年率0.0132%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

### 【岡三アセットマネジメント】

商号: 岡三アセットマネジメント株式会社  
 事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業  
 登録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号  
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

### <本資料に関するお問合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)